

平成24年3月8日

交通企画課

交通の方法に関する教則の一部を改正する国家公安委員会告示について

1 改正の趣旨

平成23年12月27日、中央防災会議において防災基本計画の修正が行われ、津波発生時の避難について、「徒歩によることを原則とする」としつつ、「・各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。」

との記述が盛り込まれたことを踏まえ、交通の方法に関する教則における災害発生時の車の運転者のとるべき措置に関する記述について、改正を行うもの。

2 改正の概要

車を運転中以外の場合に大地震が発生したとき等には、「津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと」とする。

車を運転中に大地震が発生した場合に、引き続き車を運転するときや、車を運転中以外の場合に、津波から避難するためやむを得ず車を使用するときは、「道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること」とする。